

資循第5039号  
令和3年1月19日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する  
規則について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（神奈川県規則第5号）が令和3年1月19日に公布され、同日から施行されることとなりましたので、貴協会会員に周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先  
指導グループ 小島、工藤  
電話 (045)210-4156

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正の概要

## 1 改正の理由

- 成年被後見人及び被保佐人であることを理由に、不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格要件条項等の適正化を図るため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括整備法）が令和元年6月14日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が改正された。
- この改正により、廃棄物処理業に係る欠格要件が変更\*されるとともに、新たに「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に該当した場合の届出が追加された。
- これを受けて、本県における申請・届出様式等を定めた廃棄物処理法施行細則の改正が必要になったもの。

※ 欠格要件の変更（廃棄物処理法第7条第5項第4号）

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者</u></li><li>・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li></ul> (他要件、略)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></li></ul> (他要件、略)

## 2 改正の内容

- 欠格要件の見直しに伴い、欠格要件に該当した際の届出の根拠条項（施行細則第13条の3、第24条の2及び第27条の5）に、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者」に係る引用条項を加える。
- 欠格要件に該当した際の届出様式（第25号様式の2及び第26号様式の5）に、上記引用条項を加える。
- その他、欠格要件の見直しに係る必要な様式改正を行う。（第1号様式、第7号様式、第10号様式の3、第13号様式、第15号様式、第17号様式）

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

以上

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 53 年神奈川県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 3 中「第 5 条の 5 の 3」の次に「及び省令第 5 条の 5 の 3 の 2 第 2 項」を加える。

第 24 条の 2 中「及び」を「、省令第 10 条の 10 の 3 の 2 第 1 項、」に改め、「第 10 条の 24」の次に「及び省令第 10 条の 24 の 2 第 1 項」を加える。

第 27 条の 5 中「第 12 条の 11 の 3」の次に「及び省令第 12 条の 11 の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 号様式（第 3 面）及び第 7 号様式（第 2 面）中「第 7 条第 5 項第 4 号チ」を「第 7 条第 5 項第 4 号リ」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する」を削る。

第 10 号様式の 3 中「第 9 条第 6 項」の次に「(第 7 項)」を加え、同様式の備考中「第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで）」を「第 7 条第 5 項第 4 号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで）」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同様式中備考を備考 1 とし、備考に次のように加える。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 7 項の規定による届出にあつては、  
「該当するに至った欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

第 13 号様式（第 2 面）中「第 7 条第 5 項第 4 号チ」を「第 7 条第 5 項第 4 号リ」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する」を削る。

第 15 号様式（第 2 面）及び（第 3 面）中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する」を削る。

第 17 号様式（裏）中「第 7 条第 5 項第 4 号チ」を「第 7 条第 5 項第 4 号リ」に改める。

第 25 号様式の 2 中「第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(第 5 項)」を加え、同様式の備考中「第 7 条第 5 項第 4 号トに」を「第 7 条第 5 項第 4 号イ又はチに」に、「第 7 条第 5 項第 4 号ト又は」を「第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は」に改め、同様式中備考を備考 1 とし、備考に次のように加える。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第5項（第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第5項）の規定による届出にあつては、「該当するに至つた欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至つた年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

第26号様式の5中「第9条第6項」の次に「(第7項)」を加え、同様式の備考中「第7条第5項第4号トに」を「第7条第5項第4号イ又はチに」に、「第7条第5項第4号ト又は」を「第7条第5項第4号イ若しくはチ又は」に改め、同様式中備考を備考1とし、備考に次のように加える。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第7項の規定による届出にあつては、「該当するに至つた欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至つた年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。